



利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた検討課題

2020年11月5日
事務局

第2節 市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直し

1. 整理に当たっての基本的視点

電気通信サービスは、5 Gの普及に伴い、今後さらにAIやIoTなどの最新技術を駆使したものに~~変遷・進化~~していくとともに、電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業や連携・融合が進み、市場環境も一変していくことが想定される。こうした変化に伴い、多様な電気通信サービスを通じて取得・活用される通信の秘密に係る情報を含む利用者情報についても、例えば、**より多くの種類の情報が、より頻繁に、かつ、より多くの事業者間で共有・活用されるようになるなど、その取扱いが質・量ともに深化・拡大**していくことが想定される。

通信の秘密に係る情報の取扱いに当たっては、法令行為や正当業務行為、緊急避難等に該当する場合を除いて、利用者の同意を取得することが必要とされており、また、当該同意は、従来原則として利用者の「個別具体的かつ明確な同意」でなければならないとされているところ、**ネット環境の進化に伴って多様なサービスが展開される中、累次の同意取得が繰り返され、かえって利用者の理解が不十分となる、いわゆる「同意疲れ」が課題**となりつつある。

また、スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報や、ウェブ上の行動履歴、特に、利用者の端末から発せられ、または、利用者の端末に蓄積される端末IDやクッキーなどの端末を識別する情報等（以下「端末情報」という。）については、**プロファイリングや行動ターゲティングなど多様なサービスやビジネスにおいて活用**されることが考えられる一方、**通信の秘密やプライバシー保護との関係でその取扱いの在り方が課題**となりつつある。

第2節 市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直し

2. 今後の検討の具体的な方向性

(1) いわゆる「同意疲れ」への対応

いわゆる「同意疲れ」は、より多くの利用者情報が利用者から取得されるようになり、また、その活用の方法が複雑かつ多岐にわたるようになり、さらに、その結果同意取得時の説明も複雑で分かりにくくなるといった事情が相まって生じているものと考えられることから、こうした事情を踏まえて、有効な同意の取得やその際の説明の在り方について、さらに検討を深めることが必要である。

(2) 端末情報の取扱い

インターネットを取り巻く環境が進化すればするほど、今後、通信の秘密に係る情報に該当するか否かにかかわらず、端末情報をはじめ多様な利用者情報の取得・活用ニーズが一段と高まっていくことが想定される中、**利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護とのバランスを適切に確保**することが一層重要になっていくものと考えられる。

このため、**端末情報の適切な取扱いを確保**することにより、利用者が自らの端末を用いて安心して電気通信サービスやプラットフォームサービスを利用できるようにすることは、利用者の保護及びこれらサービスの利活用の促進の観点から重要な課題であり、端末情報の適切な取扱いの確保のための**具体的な規律の在り方については、欧州のeプライバシー規則（案）の議論等も参考にしつつ、今後引き続き検討を深める**ことが必要である。



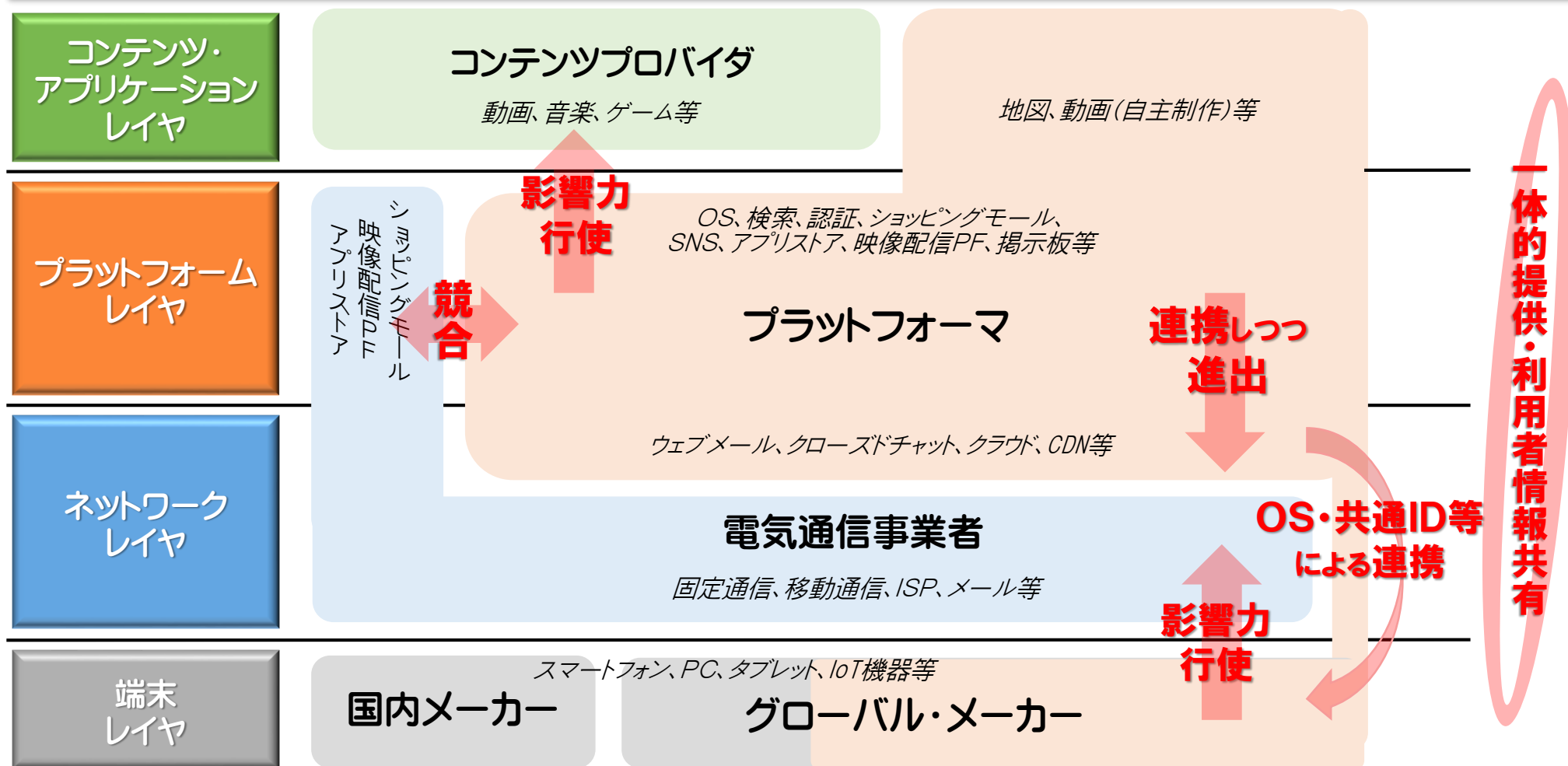
第2節 市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直し

2. 今後の検討の具体的な方向性

その際、必要に応じ、これまで総務省において策定してきた指針等（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、位置情報プライバシーレポート、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ等）の改廃・統合を含めて対応することが適当であるほか、今後のさらなるAIの活用やIoT化の進展に伴い、電気通信分野における市場構造やデータ流通環境が大きく変化することが想定される中で、通信の秘密に係る基本理念を維持しつつ、**新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適当である。**



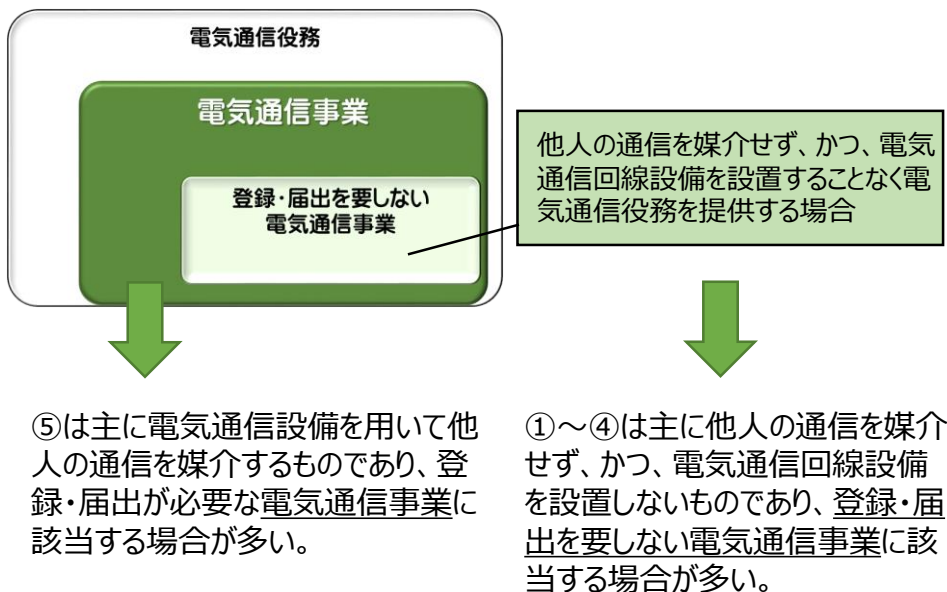
- プラットフォームは、コンテンツ・アプリケーションレイヤやネットワークレイヤ、端末レイヤに進出。レイヤを超えた一体的な役務提供を行うなど、各レイヤへの影響力も拡大。
- ネットワークの仮想化等の進展により、ネットワーク機器の汎用化・ソフトウェアによる制御が進むと、プラットフォームレイヤのネットワークレイヤに対する影響力がさらに拡大する可能性があるほか、今後、IoT機器等の増加に伴い、IoT機器のデータ等を集約・分析するプラットフォームサービスの社会的役割は拡大すると考えられる。





- インターネットの普及・発展により、G A F AをはじめとするO T T事業者がグローバルに事業を展開し、社会経済活動に与える影響が大きくなっている。
- O T T事業者が提供するサービスを始め、インターネット空間で重要性が増しているオンラインプラットフォームサービスは、以下のものがある。
 - ①オンライン・ショッピングモール（例：アマゾン、eBay、楽天）、②アプリストア（例：アップストア、グーグルプレイ）
 - ③オンライン広告プラットフォーム（例：フェイスブック、アマゾン、bing）、④オンライン検索サービス（例：グーグル、bing）
 - ⑤ソーシャル・ネットワーキング・サービス（例：フェイスブック、ツイッター）

電気通信事業法



①～⑤いずれも、「検閲の禁止」「通信の秘密」に関する規律が及ぶ。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン



電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの対象

○ 電気通信事業者（※）が提供する電気通信役務に係る個人情報

※ 本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象とし、電気通信事業法上の定義と異なる点に注意。

＊ 本ガイドラインの対象は、電気通信役務に密接に関連する業務に係る個人情報の取扱いについて特に必要な場合として、本ガイドラインで個別に規定している場合を含む（例：電話帳発行、G P S位置情報等）。

①～⑤はいずれも電気通信事業者が提供する電気通信役務に該当。

電気通信サービス	電気通信事業者が他人の需要に応じて提供する電気通信役務及びこれに付随するサービス（※）
----------	---

（※）電気通信役務に付随するサービス

- ・ 電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス（ネットワークでのフィルタリング、ルータ等接続機器の貸与、システムの開発・保守等）
- ・ 電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス（端末の位置検索、セキュリティ、決済代行、端末の販売・保証、アプリケーションソフトウェア・動画・音楽配信、電子マネーポイント還元サービス、電話帳発行業務等）
- ・ 上記以外に、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じID等で紐付けを行う場合



利用者情報に関する主な規律の比較（日本、欧州、米国）

①

6

	日本 		欧州 		米国 
	個人情報保護法	電気通信事業法及び 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン	G D P R	ePrivacy Regulation(案)	C a C P A ※米国では包括的な個人情報保護法制は存在しない。
規制対象となる情報・データの範囲	個人情報、個人データ、保有個人データ、匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）	個人情報等、通信の秘密、通信の秘密に係る個人情報、通信履歴記録、利用明細、発信者情報位置情報 等	E U域内所在の自然人に関する個人データ	電気通信コンテンツ、電気通信メタデータ、エンドユーザの端末情報 等	特定の消費者若しくは世帯を、識別、関連、記述し、又は直接・間接を問わず、関連付けもしくは合理的に紐付け可能な情報
適用対象者（名宛人）	個人情報取扱事業者	電気通信事業法上の電気通信事業を行う者	管理者、処理者	電気通信サービス事業者等	年間売上高等、一定の基準を上回る事業者
規制される主要な行為	個人情報等の取扱い（取得、保管、管理、利用及び第三者提供等の行為）	個人情報等、通信の秘密、通信の秘密に係る個人情報、通信履歴記録、利用明細、発信者情報及び位置情報等の取扱い（取得、保管、管理、利用及び第三者提供等の行為）	① 全部または一部が自動的な手段による個人データの処理及びファイリングシステムを構成する又は構成することが意図されている自動的手段によらない個人データの処理 ② 個人データのE U域外への移転	① 電気通信サービスの提供及び利用に関連して行われる、電気通信コンテンツ及び電気通信メタデータの処理 ② エンドユーザの端末情報へのアクセス 等	個人情報の収集、販売 等
地理的適用範囲	① 日本国内における個人情報等の取扱い ② 日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して本人から個人情報を取得し、外国において取り扱う場合	• 地理的適用範囲に関する明示的な規定なし。 • 電気通信設備の設置場所についての限定はなく、国外に電気通信設備を設置していたとしても、国内に事業を営む拠点を置く者が国外の電気通信設備を支配・管理している場合には、電気通信事業法の適用あり。	① E U域内に拠点がある場合：E U域内の拠点の活動に関連するデータの処理 ② E U域内に拠点がいない場合： a. E U域内に所在するデータ主体に対する商品又はサービスの提供に関する個人データの処理 b. E U域内で行われるデータ主体の行動の監視に関する個人データの処理	① E U内に所在するエンドユーザへの電気通信サービスの提供、 ② E U内に所在するエンドユーザに関する電気通信コンテンツ及び電気通信メタデータの処理 ③ E U内に所在するエンドユーザの端末機器に関する情報の保護 等 ※前文において、電気通信サービス事業者が、E U域内に設置されているか否かに関わらず名宛人となる旨記載	カリフォルニア州に拠点のない事業者が、カリフォルニア州の住民向けにサービスを提供する場合でも、カリフォルニア州で事業を行っていないことが明白でなければ、域外適用される可能性があると考えられる。



利用者情報に関する主な規律の比較（日本、欧州、米国）②

	日本 		欧州 		米国 
	個人情報保護法	電気通信事業法及び 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン	G D P R	ePrivacy Regulation(案)	C a C P A ※米国では包括的な個人情報 保護法制は存在しない。
本人の同意が問題となる場面	- 利用目的による制限 - 要配慮個人情報の取得 - 第三者提供 - 外国にある第三者への提供	個人情報保護法の規律に加えて - 利用目的による制限における通信の秘密に係る個人情報の例外 - 通信の秘密に係る個人情報の取得 - 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外 - 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外 - 通信履歴の提供 - 位置情報の取得・利用 等	- 処理（GDPR 6 条 1 項(a)号） - 特別カテゴリーの個人データの処理（GDPR 9 条 2 項(a)号） - 越境移転（GDPR 49 条 1 項）	- 電気通信データの処理 - エンドユーザ端末情報の収集 等	- 同意原則（オプトイン）により規律されておらず、情報収集時は透明性を確保し利用目的を開示する必要がある。 - 消費者の個人情報を第三者に提供する場合には、その可能性および消費者のオプトアウト手続について、プライバシーポリシー等で説明しなければならない。
本人の同意の意義・要件	- 本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。 - 明示的な同意を要求する明文規定なし（黙示の同意も認められ得る）。	- 個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し、かつ当該規定が私法上有効であるときは、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。 - 無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。 - 通信の秘密に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によることはできない。	「同意」は、自由に与えられ、特定の、情報提供を受けた上での、かつ不明瞭でない意思表示（GDPR 4 条 11 号）。 「明示的な同意」は、データ主体が、一つ又は複数の特定された目的のための当該個人データの処理について明示的に同意すること（GDPR 9 条 2 項(a)）。 - 十分性の認定及び適切な保護措置がないことによるデータ主体にとっての当該移転から生じ得るリスクについての情報が提供された後、データ主体がその提案された移転に明示的に同意すること（GDPR 49 条 1 項）。	GDPRで定められる同意の規定は自然人に適用され、準用する場合は法人にも適用される（ePR（案） 4 条）。	

- 利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護とのバランスを、どのように確保していくか。プラットフォーム機能が十分に発揮されるようにするためにも、プラットフォーム事業者がサービスの魅力を高め、利用者が安心してサービスが利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いをどのように確保していくか。
- スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報や、ウェブ上の行動履歴、利用者の端末から発せられ、または、利用者の端末情報に蓄積される端末IDやクッキーなどの端末を識別する情報等の実態はどのようなになっているか。
- 当該実態を踏まえ、スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報や、ウェブ上の行動履歴、利用者の端末から発せられ、または、利用者の端末情報に蓄積される端末IDやクッキーなどの端末を識別する情報等については、通信の秘密やプライバシー保護の関係で、その適切な取扱いの確保のために、どのように規律すべきか。
- 今後のAIの活用やIoT化の進展に伴い、データ流通環境等が大きく変化することが想定される中で、これまで総務省において策定してきた電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、位置情報プライバシーレポート、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ等の指針等については、どのように見直していくことが適切であるか。
- 国内外のプラットフォーム事業者、電気通信事業者など関係者による継続的な対話を通じた自主的な取組を促し、その履行状況をモニタリングするという共同規制的なアプローチを適切に機能させるために、どのようなアプローチをとり具体化させていくことが適切か。

- 電気通信事業分野においては、「個人情報の保護に関する法律」の制定以前である平成3年から、**通信の秘密の保護や情報通信ネットワークの安全・信頼性確保**といった電気通信事業法上の観点と、**個人情報の適切な取扱い**の双方の観点を踏まえ、「**電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン**」を策定。
- 現在、電気通信事業分野を含む一部の分野(情報通信・金融・信用・医療)においては、特定分野のガイドラインが定められており、電気通信事業分野におけるガイドラインにおいては、**通信の秘密その他の関連法規及びプライバシー保護の観点**を踏まえ、**電気通信事業者に対する具体的な指針**を示している。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説

1. 目的及び適用対象
2. 定義
3. 電気通信事業者の義務
 - 3-1 個人情報の利用目的
 - 3-2 個人情報の取得
 - 3-3 個人データ等の管理
 - 3-4 プライバシーポリシー
 - 3-5 個人データの第三者への提供
 - 3-6 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等
 - 3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理
 - 3-8 匿名加工情報取扱事業者等の義務
4. 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
5. 各種情報の取扱い **E**
 - ・通信履歴の記録
 - ・位置情報
6. ガイドラインの見直し
 - ・不払い者等情報の交換 等
7. (別添)講ずべき安全管理措置の内容



○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号。最終改正平成29年総務省告示第297号）（抜粋）

第二章 個人情報の取扱いに関する共通原則

（個人情報保護管理者）

第十三条 電気通信事業者は、**個人情報保護管理者**（当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、**本ガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いの監督**を行わせるよう努めなければならない。

（プライバシーポリシー）

第十四条 電気通信事業者は、**プライバシーポリシー**（当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいう。）を公表することが適切である。

2 電気通信事業者は、**アプリケーションソフトウェア**（以下「アプリケーション」という。）を提供する場合において、当該**アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表**することが適切である。

3 電気通信事業者は、**アプリケーションを提供するサイトを運営する場合**において、当該サイトにおいて**アプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促す**ことが適切である。

○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号。 最終改正平成29年総務省告示第297号）（抜粋）

第三章 各種情報の取扱い （位置情報）

第三十五条 電気通信事業者は、**あらかじめ利用者の同意を得ている場合**、電気通信役務の提供に係る**正当業務行為その他の違法性阻却事由がある場合**に限り、**位置情報**（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）**を取得**することができる。

2 電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合に限り、位置情報について、他人への提供その他の利用をすることができる。

3 電気通信事業者が、位置情報を加入者若しくはその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、**利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずる**ことが適切である。

4 電気通信事業者は、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合においては、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得することができる。

5 電気通信事業者は、前項のほか、救助を要する者を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得することができる。



I 論点

■ 位置情報の加工（いわゆる匿名化）について

位置情報を加工した上で利活用するために、加工方法、その加工の程度に応じた取扱い、加工後の情報の適切な取扱いについて整理。

■ 通信の秘密に該当する位置情報について

通信の秘密に該当する位置情報について、加工した上で利用・第三者提供することについての有効な同意取得の在り方について検討。

II 検討結果

■ 位置情報の加工（いわゆる匿名化）について

- その時点での技術水準では再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難と言える程度に加工（「十分な匿名化」）された場合には、個人を特定されるリスクが大きく低減されており、利用者の同意なく利用・第三者提供が可能である。

■ 通信の秘密に該当する位置情報について

- 通信の秘密に該当する位置情報を加工した上で利用・第三者提供することは、利用者の有効な同意がない限り、通信の秘密の侵害に該当し得る。
- 通信の秘密に係る位置情報を「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することについて、
 - ① 対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されること、
 - ② 加工の手法・管理運用体制が適切であること及びそれについて適切に評価・検証が行われていること、
 - ③ 利用者がいったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること、
 - ④ 契約約款等の内容等について利用者に対する相応の周知が図られていることのすべての要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の同意であっても、有効な同意といえることができる。

III 今後の取組み

- 「十分な匿名化」の水準については、通信の秘密に該当する位置情報を含む位置情報について、総務省及び関係事業者において引き続き検討をしていく必要がある。
- 加工の方法・管理運用体制（「十分な匿名化」をする過程で作成される情報の管理体制を含む。）の適切性についての評価・検証の在り方について、総務省及び関係事業者において引き続き検討していく必要があると考えられる。また、総務省及び関係事業者において、具体的な加工の方法・管理運用体制の在り方について、安全性を確保するための技術等も含め、実証・検証を進めていくべきと考えられる。

(参考) スマートフォン利用者情報の適正な取扱い ～スマートフォン プライバシー イニシアティブ (スマートフォン利用者情報取扱指針) ～

- 利用者情報に係る利用者の不安解消は、一義的に関係事業者の役割と責任においてなされるべき。
- 業界団体未加入のアプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる指針を提示。各業界団体が業界の実情を踏まえ、追加的事項を盛り込んでガイドラインを作成することも期待される。

6つの基本原則

- | | | |
|--------------|------------------|------------------|
| ① 透明性の確保 | ② 利用者関与の機会の確保 | ③ 適正な手段による取得の確保 |
| ④ 適切な安全管理の確保 | ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保 | ⑥ プライバシー・バイ・デザイン |

利用者情報取得者における取組

(アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組)

(1) プライバシー・ポリシーの作成

☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成。(簡略版も作成。)

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
 - ② 取得される情報の項目
 - ③ 取得方法
 - ④ 利用目的の特定・明示
 - ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
 - ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
 - ⑦ 問合せ窓口
 - ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

(2) 適切な安全管理措置

(3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項

(4) 広告事業者に関する特記事項

関係事業者における取組

(1) 移動体通信事業者・端末提供者

- ☞ スマートフォン販売時等
- ☞ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト

(2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者

- ☞ アプリケーション提供サイト

(3) その他関係しうる事業者

- ☞ アプリケーション推薦等



スマートフォン プライバシー イニシアティブ (平成24年 8 月公表)

総務省研究会が、「スマートフォン利用者情報取扱指針」(6つの基本方針、アプリごとのプライバシーポリシー(明示すべき8事項を含む)の作成・掲載、適切な安全管理措置等、関係事業主体が取り組むべき事項)等を内容とする提言を取りまとめ。

6つの基本原則

- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保
- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザイン

明示すべき8事項

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 (SPSC)
(平成24年10月設置)

スマートフォン プライバシー イニシアティブ II (平成25年 9 月公表)

総務省研究会が、プライバシーポリシーの作成・掲載を一層推進するとともに、利用者情報の適正な取扱いの実効性を確保するため、運用面・技術面から第三者がアプリを検証する仕組みを民間主導で推進すること等の提言を公表。

スマートフォン プライバシー イニシアティブ III (平成29年 7 月公表)

スマートフォン プライバシーイニシアティブを、策定当時からの環境変化や、その後の検討内容を踏まえ、関係事業者等の役割分担の明確化や取組の具体化等を目的として改訂。

電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン

(個人情報保護管理者)

第十三条 電気通信事業者は、**個人情報保護管理者**(当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いに関する責任者をいう。)を置き、本ガイドラインを遵守するための**内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いの監督**を行わせるよう努めなければならない。

(プライバシーポリシー)

第十四条 電気通信事業者は、**プライバシーポリシー**(当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいう。)を公表することが適切である。

2 電気通信事業者は、**アプリケーションソフトウェア**(以下「アプリケーション」という。)を提供する場合において、当該**アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシー**を公表することが適切である。

3 電気通信事業者は、**アプリケーションを提供するサイトを運営する場合において、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシー**を公表するよう促すことが適切である。

スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース
(平成25年12月設置)

スマートフォン プライバシー アウトルック

SPI IIで提言されたアプリ検証の推進に向けて、プライバシーポリシーの掲載状況について調査を実施し、スマートフォン上のアプリにおける利用者情報の取扱いの現況等を取りまとめ、報告。

- スマートフォン プライバシー アウトルック (平成26年 5 月公表)
- スマートフォン プライバシー アウトルック II (平成27年 4 月公表)
- スマートフォン プライバシー アウトルック III (平成28年 4 月公表)
- スマートフォン プライバシー アウトルック IV (平成29年 7 月公表)
- スマートフォン プライバシー アウトルック V (平成30年10月公表)
- スマートフォン プライバシー アウトルック VI (令和元年 5 月公表)

これまでの政府文書等における プラットフォームの定義

- 「複数のネットワーク・端末をシームレスにつなげ、様々なアプリケーションを提供しやすくするための共通基盤」（ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能の在り方に関する研究会（2005年））
- 「物理的な電気通信設備と連携して多数の事業者間又は事業者と多数のユーザー間を仲介し、コンテンツ配信、電子商取引、公的サービス提供その他の情報の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービス」（通信・放送の総合的な法体系に関する研究会（2007年））
- 「通信レイヤー上でコンテンツ・アプリケーションを円滑に流通させる機能」（通信プラットフォーム研究会（2009年））
- 「ICT ネットワーク、とりわけインターネットにおいて、多数の事業者間ないし多数の事業者とユーザー間を仲介し、電子商取引やアプリ・コンテンツ配信その他の財・サービスの提供に必要となる基盤的機能」（情報通信白書（2012年版））

EU文書における定義

※欧州のためのオンライン・プラットフォーム
及びデジタル単一市場の機会及び挑戦

総括する定義をせず、オンライン・プラットフォームの例と共通する特徴のみを示し、個別の規制目的に応じて定義することとしている。

例示：オンライン広告、検索エンジン、ソーシャルメディア、アプリケーション配信プラットフォーム、通信サービスなど。

特徴：

- (1)大規模なデータの収集、処理、編集により新たなビジネスを創出し、新たな市場を作り上げる能力を有する。
- (2)多面市場で事業を行うが、各市場におけるコントロールの程度は様々である。
- (3)「ネットワーク効果」による便益を受ける。
- (4)情報通信技術を利用し、瞬時かつ容易に利用者に到達する。
- (5)データ収集等の重要価値の利用、戦略的依存の構築等で、デジタル分野の価値創出において重要な役割を担う。